

野田市公告第 1 3 6 号

野田都市計画地区計画（船形上原四地区）の決定の原案の縦覧

野田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成 2 年野田市条例第 2 1 号）第 2 条の規定により、野田都市計画地区計画の決定の原案を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 1 1 日

野田市長 鈴木 有

- 1 都市計画の種類
都市計画地区計画（船形上原四地区）
- 2 都市計画を定める名称
船形上原四地区地区計画
- 3 都市計画を定める位置
野田市船形字上原壱、字上原参、字上原四及び字後久保の一部の区域
- 4 縦覧場所
野田市建設局都市部都市計画課
- 5 縦覧期間
令和 7 年 6 月 1 1 日（水）から令和 7 年 6 月 2 5 日（水）まで
（土曜日及び日曜日は除く）
- 6 意見書の提出期間
令和 7 年 6 月 1 1 日（水）から令和 7 年 7 月 2 日（水）まで
（土曜日及び日曜日は除く）
- 7 意見書を提出しようとする方は、住所、氏名、電話番号、意見を記載（様式は任意）して、郵送又は持参により提出してください。

ただし、意見書を提出できる方は、区域内の土地所有者か、地上権などを有する利害関係のある方です。

宛先 〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地の 1 野田市役所都市計画課